

令和6年10月24日

特定供給の許可について

近畿経済産業局長から、アーバンエナジー株式会社（法人番号：1020001103550）による兵庫県西宮市における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の11の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（44）①及び②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
2 0 2 4 1 0 1 7 近畿第 9 号
令 和 6 年 1 0 月 2 3 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について（回答）

令和6年10月17日付け20241008近畿第33号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可については、許可することに異存はありません。